

あいぎんビジネスダイレクトご利用規定 新旧対比表

改正前	改正後	改正理由
第 1 条 8. (2) (2) 月間基本手数料は、当月分を翌月の当行所定の日（銀行休業日の場合は翌営業日）に各種預金規定、当座勘定規定等の定めにかかわらず、預金通帳および払戻請求書・当座小切手等の提出なしに代表口座から自動的に引き落とすことができるものとします。	第 1 条 8. (2) (2) 月間基本手数料は、当月分を翌月の当行所定の日（銀行休業日の場合は翌営業日）に各種預金規定、当座勘定規定等の定めにかかわらず、預金通帳および払戻請求書等の提出なしに代表口座から自動的に引き落とすことができるものとします。	払戻請求時の必要書類から「当座小切手」の文言を削除。
第 18 条（オンライン資金移動） 3. 取引の手続き等 (4) 第 3 条により取引の依頼内容が確定したときは、当行は、振込・振替指定日に各種預金規定、当座勘定規定等の定めにかかわらず、預金通帳および払戻請求書・当座小切手等の提出なしに、振込・振替資金および振込手数料を支払口座から引き落とすものとします。	第 18 条（オンライン資金移動） 3. 取引の手続き等 (4) 第 3 条により取引の依頼内容が確定したときは、当行は、振込・振替指定日に各種預金規定、当座勘定規定等の定めにかかわらず、預金通帳および払戻請求書等の提出なしに、振込・振替資金および振込手数料を支払口座から引き落とすものとします。	第 18 条 3 項 (4) において、払戻請求時の必要書類から「当座小切手」の文言を削除。
第 19 条（税金・各種料金の払込みサービス「Pay-easy（ペイジー）」） 3. 取引の手続き等 (1) 第 3 条により取引の依頼内容が確定したときは、当行は、各種預金規定、当座勘定規定等の定めにかかわらず預金通帳および払戻請求書・当座小切手等の提出なしに払込資金および収納機関の定める手数料を契約者の指定する支払口座から引き落としのうえ払込み手続きを行います。	第 19 条（税金・各種料金の払込みサービス「Pay-easy（ペイジー）」） 3. 取引の手続き等 (1) 第 3 条により取引の依頼内容が確定したときは、当行は、各種預金規定、当座勘定規定等の定めにかかわらず預金通帳および払戻請求書等の提出なしに払込資金および収納機関の定める手数料を契約者の指定する支払口座から引き落としのうえ払込み手続きを行います。	第 19 条 3 項 (1) において、払戻請求時の必要書類から「当座小切手」の文言を削除。
第 23 条（総合振込） 3. 取引の手続き等 (3) 第 3 条により取引の依頼内容が確定したときは、当行は、振込指定日に各種預金規定、当座勘定規定等の定めにかかわらず預金通帳および払戻請求書・当座小切手等の提出なしに振込資金を代表口座から引き落としのうえ、振込手続きを行います。なお振込手数料については、当行所定の日に引き落としいたします。	第 23 条（総合振込） 3. 取引の手続き等 (3) 第 3 条により取引の依頼内容が確定したときは、当行は、振込指定日に各種預金規定、当座勘定規定等の定めにかかわらず預金通帳および払戻請求書等の提出なしに振込資金を代表口座から引き落としのうえ、振込手続きを行います。なお振込手数料については、当行所定の日に引き落としいたします。	第 23 条 3 項 (3) において、払戻請求時の必要書類から「当座小切手」の文言を削除。
第 24 条（給与（賞与）振込） 3. 取引の手続き等 (3) 第 3 条により取引の依頼内容が確定したときは、当行は、振込指定日の 1 営業日前に各種預金規定、当座勘定規定等の定めにかかわらず預金通帳および払戻請求書・当座小切手等の提出なしに振込資金を代表口座から引き落としのうえ、振込指定日に振込手続きを行います。なお振込手数料については、当行所定の日に引き落としいたします。	第 24 条（給与（賞与）振込） 3. 取引の手続き等 (3) 第 3 条により取引の依頼内容が確定したときは、当行は、振込指定日の 1 営業日前に各種預金規定、当座勘定規定等の定めにかかわらず預金通帳および払戻請求書等の提出なしに振込資金を代表口座から引き落としのうえ、振込指定日に振込手続きを行います。なお振込手数料については、当行所定の日に引き落としいたします。	第 24 条 3 項 (3) において、払戻請求時の必要書類から「当座小切手」の文言を削除。
第 25 条（口座振替依頼） 4. 取引の手続き等 (2) 第 3 条により取引の依頼が確定したときは、当行は、契約者から送信されたデータに基づき振替指定日に預金者の口座から各種預金規定または当座勘定規定等の定めにかかわらず預金通帳および払戻請求書・当座小	第 25 条（口座振替依頼） 4. 取引の手続き等 (2) 第 3 条により取引の依頼が確定したときは、当行は、契約者から送信されたデータに基づき振替指定日に預金者の口座から各種預金規定または当座勘定規定等の定めにかかわらず預金通帳および払戻請求書等の提出	第 25 条 4 項 (2) において、払戻請求時の必要書類から「当座小切手」の文言を削除。

切手等の提出なしに振替処理を行います。なお、振替処理は、振替データに記録されている口座番号により預金者の口座から引き落とすことにより行います。当該資金は、振替処理日の翌営業日以後に契約者の代表口座に入金します。	なしに振替処理を行います。なお、振替処理は、振替データに記録されている口座番号により預金者の口座から引き落とすことにより行います。当該資金は、振替処理日の翌営業日以後に契約者の代表口座に入金します。	
第 26 条（地方税納付） 3. 納付の手続き等 （１）住民税の納付指定日は、毎月 10 日（休日の場合は翌営業日）とします。 （２）第 3 条により取引の依頼内容が確定したときは、当行は、納付指定日に各種預金規定、当座勘定規定等の定めにかかわらず預金通帳および払戻請求書・当座小切手等の提出なしに納付資金を代表口座から引き落としのうえ、納付指定日に納付手続きを行います。	第 26 条（地方税納付） 3. 納付の手続き等 （１）住民税の納付指定日は、毎月 10 日（休日の場合は翌営業日）とします。 （２）第 3 条により取引の依頼内容が確定したときは、当行は、納付指定日に各種預金規定、当座勘定規定等の定めにかかわらず預金通帳および払戻請求書等の提出なしに納付資金を代表口座から引き落としのうえ、納付指定日に納付手続きを行います。	第 26 条 3 項(2)において、払戻請求時の必要書類から「当座小切手」の文言を削除。